

令和 7 年度

第 2 回垂水市地域公共交通活性化協議会

会 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

垂水市地域公共交通活性化協議会 会長 坂元 裕人

3 議 事

議案第 1 号 令和 6 年度垂水市地域公共交通活性化協議会

収支決算及び監査報告について ······ 2

議案第 2 号 令和 8 事業年度垂水市地域内フィーダー系統

確保維持計画（案）について ······ 4

議案第 3 号 市地域公共交通計画の一部修正について ··· 22

4 意見交換

垂水市福祉課（たるたるおでかけチケット交付事業）

5 その他（事務連絡）

次回開催について

6 閉 会

■ 期 日 令和 7 年 6 月 17 日（火）午後 1 時 30 分～

■ 場 所 垂水市役所本館 3 階 第 1 会議室

垂水市地域公共交通活性化協議会委員名簿

令和7年度版

任期 令和6年6月1日～令和8年5月31日

区分	所属	職名	氏名
垂水市長又はその指名する者	垂水市	副市長	坂元 裕人
	垂水市福祉課	課長	新屋 一己
	垂水市教育委員会教育総務課	課長	小池 康之
一般乗合旅客自動車運送事業者	鹿児島交通株式会社	乗合営業部 課長	石田 洋介
一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者	株式会社藤川	代表取締役	八木 申一郎
	南海交通株式会社	代表取締役	羽仁 正次郎
	有限会社オダ	代表取締役	小田 美代子
	協和タクシー	代表	小森 勇
公益社団法人鹿児島県バス協会長又はその指名する者	公益社団法人鹿児島県バス協会	専務理事	鳩野 浩一郎
一般社団法人鹿児島県タクシー協会長又はその指名する者	一般社団法人鹿児島県タクシー協会	専務理事	山口 俊則
道路管理者又はその指名する者	九州地方整備局大隅河川国道事務所	垂水国道維持出張所長	藤野 正志
	鹿児島県大隅地域振興局建設部建設総務課	課長	川寄 茂巳
	垂水市土木課	課長	福留 健一
鹿児島県警察鹿屋警察署垂水幹部派出所長又はその指名する者	鹿児島県警察鹿屋警察署	垂水幹部派出所長	鎌田 考博
住民又は利用者を代表する者	垂水市振興会長連絡協議会	会長	(未定)
	垂水市高齢者クラブ連合会	会長	西 玲子
	垂水市P T A連絡協議会	会長	大坪 由香
	垂水市商工会	会長	川井田 守
国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局長又はその指名する者	九州運輸局鹿児島運輸支局	企画調整担当 首席運輸企画専門官	谷口 誠一
	九州運輸局鹿児島運輸支局	輸送監査担当 首席運輸企画専門官	榊 登志幸
一般旅客自動車運送事業者等の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表又はその指名する者	協和タクシー	—	山崎 勝矢
鹿児島県知事又はその指名する者	鹿児島県総合政策部交通政策課	陸上交通係主幹	竹下 真佳
垂水市内において自家有償旅客運送（公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送）を実施している特定非営利活動法人等の運送団体	該当なし		
学識経験を有する者その他協議会の運営上必要と認める者	鹿児島県大隅地域振興局総務部総務企画課	課長	福島 正敏

職名	氏名
事務局長（企画政策課長）	堀留 豊
事務次長（主幹兼地域振興係長）	岩元 卓史
事務局（地域振興係主査）	福島 康彦
事務局（地域振興係主査）	前田 美沙

令和6年度 垂水市地域公共交通活性化協議会 収支決算書

(1)歳入

単位:円

款 項 目	予算額	補正額	流用	予算現額	決算額	比較	説明
1 負担金	8,000,000	3,000,000	0	11,000,000	8,007,796	△ 2,992,204	市負担金 8,007,796円 歳入戻出金 2,992,204円
1 負担金	8,000,000	3,000,000	0	11,000,000	8,007,796	△ 2,992,204	
1 負担金	8,000,000	3,000,000	0	11,000,000	8,007,796	△ 2,992,204	
2 補助金	1,000	0	0	1,000	2,513,000	2,512,000	国庫補助金※ 2,513,000円
1 補助金	1,000	0	0	1,000	2,513,000	2,512,000	
1 補助金	1,000	0	0	1,000	2,513,000	2,512,000	
3 諸収入	1,000	0	0	1,000	2,582	1,582	預金利息 364 円、2,218円
1 諸収入	1,000	0	0	1,000	2,582	1,582	
1 諸収入	1,000	0	0	1,000	2,582	1,582	
合 計	8,002,000	3,000,000	0	11,002,000	10,523,378	△ 478,622	

(2)歳出

款 項 目	予算額	補正額	流用	予算現額	決算額	比較	説明
1 運営費	60,000	0	9,428	69,428	69,428	0	費用弁償 4,680円 謝金 22,000円
1 会議費	20,000	0	6,680	26,680	26,680	0	
1 会議費	20,000	0	6,680	26,680	26,680	0	
2 事務費	40,000	0	2,748	42,748	42,748	0	振込手数料※ 28,600円 切手代 2,828円 旅費 11,320円
1 事務費	40,000	0	2,748	42,748	42,748	0	
1 事務費	40,000	0	2,748	42,748	42,748	0	
2 事業費	7,942,000	3,000,000	△ 9,428	10,932,572	10,453,950	△ 478,622	運行費 7,423,950円 実施支援業務委託 3,000,000円
1 事業費	7,942,000	3,000,000	△ 9,428	10,932,572	10,453,950	△ 478,622	
1 事業費	7,942,000	3,000,000	△ 39,428	10,902,572	10,423,950	△ 478,622	
2 整備費	0	0	30,000	30,000	30,000	0	乗合タクシー停留所更新
3 予備費	0	0	0	0	0	0	
1 予備費	0	0	0	0	0	0	
1 予備費	0	0	0	0	0	0	
合 計	8,002,000	3,000,000	0	11,002,000	10,523,378	△ 478,622	

※1 国庫補助金(3社合計:2,513,000円)

令和6事業年度地域公共交通確保維持改善事業補助金の補助対象期間は、令和5年10月から令和6年9月までとなっており、令和6年11月に実績報告を兼ねて補助金申請を行い、年度末に各タクシー会社が交付を受けた。

また、令和7事業年度(令和6年10月～令和7年9月)についても事前に申請を行い(令和6年6月)、運行計画は認定されているが、実績払いのため補助金内定額の通知は受けていない。

※2 振込手数料 28,600円

月2,310円×11月分+月2,640円×1月分 * 内訳／鹿児島銀行内(1社)550円、他行(2社)880円

550円(計画支援業務委託) →R7.4より値上げ 鹿児島銀行内660円、他行990円

R6総事業費 10,523,378円

【内訳】協議会／8,007,796円 国庫補助／2,513,000円 利息／2,582円

監査結果報告

令和6年度垂水市地域公共交通活性化協議会の収支決算について、帳簿、預金通帳、領収書等の関係書類を審査した結果、適正に執行されていることを認める。

令和7年6月4日

監査委員 川井田 守

令和7年6月6日

監査委員 田玲子

議案第2号

令和8事業年度垂水市地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

様式第1－1（日本工業規格A列4番）

垂地協第 号
令和7年6月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 垂水市地域公共交通活性化協議会
住 所 鹿児島県垂水市上町114
代表者氏名 会長 坂元 裕人

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、
関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和7年6月 日

(名称) 垂水市公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

《公共交通における課題》

垂水市は南北に長い地形で、国道沿線を中心に集落が形成されているため、路線バスも国道沿線のみで運行されている。しかしながら、国道から内陸部に入ったところに形成された集落も多く、交通空白地域あるいは交通不便地域となっている。

また、本市では過疎化・高齢化が急速に進んでおり、令和2年国勢調査で高齢化率43.1%となっている。こうした中で高齢者の運転免許証返納者数は増加傾向にあり、高齢者の日々の生活、健康づくりや生きがいづくりの観点からも、高齢者等の移動手段確保が求められている。

加えて、自家用車の普及により、本市の公共交通機関の利用者は減少を続け、行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。

《事前予約型乗合タクシーの必要性》

上記課題へ対応するため、コミュニティバスを運行していたが、利用者が年々減少していたことから、平成21年11月末で廃止し、代替交通手段及び一部交通空白地域の新たな交通手段として、同年12月から事前予約型乗合タクシー（以下、乗合タクシー）の実証運行を行い、平成24年4月から本格運行へ移行した。

利用者は高齢者が多く、通院・買い物等が利用目的であることから、高齢者等の交通弱者の移動手段として、生活の質的向上に役立っており、利用者にとって日常生活の交通手段として欠かせないものとなっている。

また、令和6年5月に「ドア・ツー・ドア方式」の実証運行を開始し、同年10月より本格運行となった。

加えて、同年12月より本年2月まで市北部における乗合タクシー実証運行を行い、本年10月の本格運行を目指している。また、既存ルートの延伸や中央地区停留所の増設等も併せて実施する方向で進めている。

今後も交通空白地域や交通不便地域の解消や高齢者等の交通弱者の生活移動手段の確保を目的として、運行事業者と連携し、運行時間の見直しやルート変更等、利便性の向上を図りながら、乗合タクシーの運行を継続する必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

事前予約型乗合タクシーの利用者数

全てのルートにおいて引き続き潜在的な利用者の開拓を行うとともに、対象地域住民のニーズを把握しながら利用者の利便性向上に努め、コロナ禍前（令和元年度／7,702人）の95%水準以上の回復（令和10年度／7,320人）を目指す。

令和8年度	→	令和10年度 (計画最終年度)
7,000人		7,320人

※本市地域公共交通計画には、令和8年度の目標値記載はないが、計画最終年度の目標値達成に向け、段階的に目標値を設定している。

(垂水市地域公共交通計画 P63 参照)

直近1年間で路線バスを利用した割合

地域内交通の利便性向上や効果的なモビリティ・マネジメントの実施により、利用促進が図られているか把握するため、市民アンケート調査で直近1年間の路線バスの利用状況を尋ね、概ね5人に1人が「利用した」と回答することを目指す。

令和8年度	→	令和10年度 (計画最終年度)
12.0%		20.0%

※本市地域公共交通計画には、令和8年度の目標値記載はないが、計画最終年度の目標値達成に向け、段階的に目標値を設定している。

(垂水市地域公共交通計画 P63 参照)

公共交通への財政負担額（住民1人あたりの負担額）

新たな運行形態の検討・導入に係る費用増大、効率化による費用縮減等を鑑み、令和10年度は現状維持（令和5年度／6,585円）を目指す。

令和8年度	→	令和10年度 (計画最終年度)
7,000円		6,585円

※本市地域公共交通計画には、令和8年度の目標値記載はないが、計画最終年度の目標値達成に向け、段階的に目標値を設定している。

(垂水市地域公共交通計画 P64 参照)

(2) 事業の効果

事前予約型乗合タクシーを運行することにより、交通空白・交通不便地域の高齢者等、買物弱者に対して日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、地域間交通ネットワークと連携することで、効率的な運行体系が実現し、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・事前予約型乗合タクシーをドア・ツー・ドア型へ移行し、利便性の向上を図る。(垂水市、交通事業者)
- ・交通空白地となっている市北部や市南部へ運行区間を拡大するなど、安心して生活するための移動手段を確保する。(垂水市、交通事業者)
- ・バス待ち環境の充実を図る。(垂水市、交通事業者、関係事業者)
- ・各ターゲット層(子ども、学生、高齢者、転入者等)にモビリティ・マネジメントを行う。(垂水市、交通事業者、関係事業者、市民)
- ・バスやタクシーの運転業務に興味・関心を持ってもらえるように、市報等を活用して仕事内容に関する情報発信を行うなど、交通事業者と協働して人手不足の解消に取り組む。(垂水市、交通事業者)

(垂水市地域公共交通計画 P52~62 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

- ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付
- ・別紙1「運行計画表」を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

事業者に委託する委託料については、運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を協議会が負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

評価指標	データ取得方法	モニタリング実施時期
事前予約型乗合タクシーの利用者数	市が所有するデータ	毎年実施
バス待ち環境の整備箇所数	市が所有するデータ	毎年実施
多様な関係者との連携による利用促進の取組件数	市が所有するデータ	毎年実施
直近1年間で路線バスを利用した割合	市民アンケート調査	計画最終年度に実施 (中間評価も想定)
地域の実情に合った交通サービスの調査・検討件数	市が所有するデータ	毎年実施
住民座談会の開催回数	市が所有するデータ	毎年実施
公共交通への財政負担額	市が所有するデータ	毎年実施
事前予約型乗合タクシーの収支差	市が所有するデータ	毎年実施

(垂水市地域公共交通計画 P64~65 参照)

事業の実施にあたっては、垂水市地域公共交通活性化協議会でPDCAサイクルに沿って、計画期間である5年間の全体評価を行う。また、社会情勢や地域ニーズの変化に合わせて、実施事業を適宜評価・検証し、事業内容の見直しや改善を行いながら目標達成に向けて推進する。

7. 別表1の補助対象事業の基準木たし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年 3 月 垂水市地域公共交通活性化協議会を開催し、生活交通ネットワーク計画について協議、承認された。 ・平成 24 年 6 月 実証運行期間の実績報告 ・平成 25 年 3 月 本格運行開始 1 年の経過報告 ・平成 25 年 6 月 H26 生活交通ネットワーク計画の協議を行い、合意を得る。 ・平成 26 年 3 月 平成 25 年度の経過報告 ・平成 26 年 6 月 H27 生活交通ネットワーク計画について持ち回りで合意を得る。 ・平成 27 年 3 月 平成 26 年度の経過報告 ・平成 27 年 6 月 H28 生活交通ネットワーク計画について持ち回りで合意を得る。 ・平成 28 年 3 月 平成 27 年度の経過報告 ・平成 28 年 6 月 H29 生活交通ネットワーク計画について持ち回りで合意を得る。 ・平成 29 年 3 月 平成 28 年度の経過報告 ・平成 29 年 7 月 H30 生活交通ネットワーク計画について持ち回りで合意を得る。 ・平成 30 年 3 月 平成 29 年度の経過報告 ・平成 30 年 6 月 H31 生活交通ネットワーク計画について持ち回りで合意を得る。 ・平成 31 年 3 月 平成 30 年度の経過報告 運行日の変更に係る協議を行い、国民の休日及び振替休日は運行することで承認を得る。 ・令和元年 6 月 R2 地域内フィーダー系統確保維持計画について持ち回りで合意を得る。 ・令和 2 年 3 月 令和元年度の経過報告 ・令和 2 年 7 月 運行便数及び時間変更に係る協議を書面にて行い、R3 地域内フィーダー系統確保維持計画において、市木ルートは 3 便、他 3 ルートは 1 便増便し、市木ルートの第 1 便是時間変更することで承認を得る。 R3 地域内フィーダー系統確保維持計画について承認を得る。 ・令和 3 年 1 月 令和 2 年度の経過報告（書面開催） ・令和 3 年 6 月 垂水市地域公共交通活性化協議会規約改正に係る協議を書面にて行い、協議会への地域公共交通会議の機能付加及び委員追加について承認を得る。 運行時間変更に係る協議を書面にて行い、大野ルート 4 便を時間変更することで承認を得る。 R3 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更及び R4 地域内フィーダー系統確保維持計画について承認を得る。 ・令和 4 年 1 月 令和 3 年度の実績報告、事業評価（書面開催） ・令和 4 年 6 月 R5 地域内フィーダー系統確保維持計画について承認を得る。 ・令和 5 年 1 月 令和 4 年度の実績報告、事業評価 ・令和 5 年 6 月 R6 地域内フィーダー系統確保維持計画について承認を得る。 ・令和 5 年 12 月 令和 5 年度の実績報告、事業評価 ・令和 6 年 2 月 垂水市地域公共交通活性化協議会規約改正について承認を得る。 垂水市地域公共交通計画骨子案について承認を得る。

・令和6年3月	垂水市地域公共交通計画（案）について承認を得る。 事前予約型乗合タクシー「ドア・ツー・ドア方式」実証運行について承認を得る。
・令和6年6月	実証運行期間の検証結果報告 垂水市地域公共交通計画について承認を得る。
・令和6年10月	R7 地域内フィーダー系統確保維持計画について承認を得る。 市北部における乗合タクシー実証運行（R6.12/9～R6.2/22）について承認を得る。
・令和7年1月	令和6年度の実績報告、事業評価
・令和7年3月	実証運行結果報告及び乗合タクシールート拡大（本格運行への移行及びルート延伸等）について承認を得る。
・令和7年5月	乗合タクシールート拡大の事業計画、運行計画の承認を得る。
・令和7年6月	垂水市地域公共交通計画の連動化、R8 地域内フィーダー系統確保維持計画について承認を得る。

19. 利用者等の意見の反映状況

令和元年11月、利便性の強化と潜在的利用者掘り起こしのための情報収集を目的に、乗合タクシー運行区域の全世帯を対象にアンケート調査を実施した結果、増便や時間帯に対しての要望が多くみられた。この結果を受け、より詳細なニーズを捉えるため、令和2年4～5月に乗合タクシー利用者に対してさらにアンケート調査を実施した。計2回のアンケート結果をもとに、令和2年10月から市木ルートは3便、他3ルートは1便増便することで利便性の強化と利用者の増加に努めた。

令和3年5月、利用者から大野ルートの時間変更に関する要望があり、利用者へ聞き取り調査を実施。この結果をもとに、令和3年7月から大野ルート4便の時間変更を行った。

令和5年10月、運行地域の市民へアンケート調査を行った結果、誰でも自宅前で乗降できるようにすることの要望が多くみられたことから、令和6年5月より「ドア・ツー・ドア方式」の実証運行を開始した。

令和6年12月、利用者から市北部での運行に関する要望があり、実証運行を行った。実証運行後、利用者アンケートを行い、本格運行に対するニーズは一定数確認されたことから、令和7年10月より本格運行する予定としている。

併せて、利用者より既存のルート（小谷ルート）についての延伸及び協和地区（実証運行を行った3地区と中央地区の中間に位置する地区）の追加、並びに中央地区の停留所増設についても以前より要望が多くあったことから、これら3点についても令和7年10月に開始する予定としている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 鹿児島県垂水市上町 114 番地

(所 属) 垂水市企画政策課地域振興係

(氏 名) 福島 康彦

(電 話) 0994-32-1143(直通)

(e-mail) t_kikaku@city.tarumizu.lg.jp

市区町村名	運送予定者名 (申請番号)	運行系統名 (申請番号)	運行系統				地域内フイーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)						
			起点	終点	経由地	系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	便利性	送達特例措置	運送特例措置	運行態様の別	基準に該当する要件(別表7・9)
垂水市	小森 勇 (協和タクシー)	(1) 市木地区～中央地区		市木地区		.km	300日	2,100.0回		.km	.km	①・②(1) 接続	補助対象地域間幹線系統である鹿児島交通の志布志線、地域間幹線バス系統である桜島港線と垂水港バス停にて接続
	(有)オダ	(2) 大野地区～中央地区		大野地区		.km	300日	1,500.0回		.km	.km	①・②(1) 接続	補助対象地域間幹線系統である鹿児島交通の志布志線、地域間幹線バス系統である桜島港線と垂水港バス停にて接続
	南海交通(株)	(3) 水之上地区(内ノ野ルート)～中央地区		水之上地区		.km	300日	1,500.0回		.km	.km	①・②(1) 接続	補助対象地域間幹線系統である鹿児島交通の志布志線、地域間幹線バス系統である桜島港線と垂水港バス停にて接続
	南海交通(株)	(4) 水之上・新城地区(小谷ルート)～中央地区		水之上・新城地区		.km	300日	1,500.0回		.km	.km	①・②(1) 接続	補助対象地域間幹線系統である鹿児島交通の志布志線、地域間幹線バス系統である桜島港線と垂水港バス停にて接続
	小森 勇 (協和タクシー)	(5) 北部地区～中央地区		境・牛根・松ヶ崎・協和地区		.km	146日	584.0回		.km	.km	①・②(1) 接続	補助対象地域間幹線系統である鹿児島交通の志布志線、地域間幹線バス系統である桜島港線と垂水港バス停にて接続
						.km				.km	.km		
						.km				.km	.km		
						.km				.km	.km		
						.km				.km	.km		
						.km				.km	.km		

(共)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 2. 地域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
 5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとのように接続を確保するかについて記載すること。
 7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	垂水市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	13,819
交通不便地域等	13,819

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
13,819	垂水市全域	過疎法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
垂水市地域公共交通計画	令和6年6月21日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2. (1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

別紙1

運行計画表

1 運行区域、系統キロ程、1日当たり運行回数等

No.	運行区域	系統 キロ程 (km)	1日当たり 運行回数 (回)	事業者
1	市木地区～中央地区	5. 7	7	協和タクシー
2	大野地区～中央地区	15. 1	5	有限会社オダ
3	水之上地区(内ノ野ルート)～中央地区	7. 3	5	南海交通株式会社
4	水之上地区(小谷ルート)～中央地区	10. 0	5	南海交通株式会社
5	北部地区(境・牛根・松ヶ崎・協和)～中央地区	24. 2	4	協和タクシー

◎北部ルートについては、月曜日、水曜日、金曜日の週3回運行とする。

2 運休日 (2025. 10～2026. 9) ※北部ルート除く No. 1～No. 4

10月	5、12、13、19、26	4月	5、12、19、26、29
11月	2、3、9、16、23、30	5月	3、4、5、10、17、24、31
12月	7、14、21、28	6月	7、14、21、28
1月	1、4、11、12、18、25	7月	5、12、19、20、26
2月	1、8、11、15、22、23	8月	2、9、11、16、23、30
3月	1、8、15、20、22、29	9月	6、13、20、21、23、27

◎運休日：日曜日及び国民の祝日（振替休日、国民の休日は運行日）

ただし、大野ルートについては、運休日に学校行事がある場合、通学手段として運行する。

3 運行日 (2025. 10～2026. 9) ※北部ルートのみ(週3回)

10月	1、3、6、8、10、15、17、20、22、24、27、29、31	4月	1、3、6、8、10、13、15、17、20、22、24、27
11月	5、7、10、12、14、17、19、21、24、26、28	5月	1、6、8、11、13、15、18、20、22、25、27、29
12月	1、3、5、8、10、12、15、17、19、22、24、26、29、31	6月	1、3、5、8、10、12、15、17、19、22、24、26、29
1月	2、5、7、9、14、16、19、21、23、26、28、30	7月	1、3、6、8、10、13、15、17、22、24、27、29、31
2月	2、4、6、9、13、16、18、20、25、27	8月	3、5、7、10、12、14、17、19、21、24、26、28、31
3月	2、4、6、9、13、16、18、23、25、27、30	9月	2、4、7、9、11、14、16、18、25、28、30

◎週3回の運行が国民の祝日と重複した場合は、運休日とし、代替日は設けない。

4 運行時間及び運賃

No.1 市木ルート

停留所名	時 刻			運賃
野久妻	8:00	9:25	13:30	300 円
上市木	8:04	9:29	13:34	200 円
中市木	8:07	9:32	13:37	200 円
下市木3区	8:10	9:35	13:40	200 円
下市木2区	8:12	9:37	13:42	200 円
下市木1区	8:14	9:39	13:44	200 円
城山団地	8:18	9:43	13:48	200 円
東内科小児科	8:20	9:45	13:50	
市役所	8:22	9:47	13:52	
ティエム温泉	8:24	9:49	13:54	
JA きもつき	8:26	9:51	13:56	
中央病院	8:28	9:53	13:58	
市民館	8:30	9:55	14:00	
タイヨー	8:32	9:57	14:02	
文化会館	8:34	9:59	14:04	
垂水港	8:36	10:01	14:06	

停留所名	時 刻			運賃
垂水港	10:18	11:18	12:48	16:18
文化会館	10:20	11:20	12:50	16:20
タイヨー	10:22	11:22	12:52	16:22
市民館	10:24	11:24	12:54	16:24
中央病院	10:26	11:26	12:56	16:26
JA きもつき	10:28	11:28	12:58	16:28
ティエム温泉	10:30	11:30	13:00	16:30
市役所	10:32	11:32	13:02	16:32
東内科小児科	10:34	11:34	13:04	16:34
城山団地	10:36	11:36	13:06	16:36 200 円
下市木1区	10:40	11:40	13:10	16:40 200 円
下市木2区	10:42	11:42	13:12	16:42 200 円
下市木3区	10:44	11:44	13:14	16:44 200 円
中市木	10:47	11:47	13:17	16:47 200 円
上市木	10:50	11:50	13:20	16:50 200 円
野久妻	10:54	11:54	13:24	16:54 300 円

No.2 大野ルート

停留所名	時 刻			運賃
大野原	7:15	8:55	13:00	700 円
公民館前	7:17	8:57	13:02	700 円
垂桜	7:22	9:02	13:07	600 円
田地明	7:28	9:08	13:13	500 円
南方神社前	7:41	9:21	13:26	200 円
田上	7:43	9:23	13:28	200 円
蛸迫	7:45	9:25	13:30	200 円
原田	7:47	9:27	13:32	200 円
敷根町	7:48	9:28	13:33	200 円
タイヨー	7:50	9:30	13:35	
市民館	7:52	9:32	13:37	
文化会館	7:54	9:34	13:41	
垂水港	7:56	9:36	13:43	
中央病院	7:58	9:38	13:45	
JA きもつき	8:00	9:40	13:47	
ティエム温泉	8:02	9:42	13:49	
市役所	8:04	9:44	13:51	
東内科小児科	8:06	9:46	13:53	

停留所名	時 刻			運賃
東内科小児科	11:48	16:28		
市役所	11:50	16:30		
ティエム温泉	11:52	16:32		
JA きもつき	11:54	16:34		
中央病院	11:56	16:36		
垂水港	11:58	16:38		
文化会館	12:00	16:40		
市民館	12:02	16:42		
タイヨー	12:04	16:44		
敷根町	12:06	16:46	200 円	
原田	12:07	16:47	200 円	
蛸迫	12:09	16:49	200 円	
田上	12:11	16:51	200 円	
南方神社前	12:13	16:53	200 円	
田地明	12:26	17:06	500 円	
垂桜	12:32	17:12	600 円	
公民館前	12:37	17:17	700 円	
大野原	12:39	17:19	700 円	

No.3 内ノ野ルート

停留所名	時刻		運賃
内ノ野	8:50	13:30	400円
新光寺	8:55	13:35	300円
井川	8:58	13:38	200円
田畠	8:59	13:39	200円
上ノ宮	9:00	13:40	200円
上新御堂	9:01	13:41	200円
下新御堂	9:02	13:42	200円
上水之上	9:04	13:44	200円
下水之上	9:06	13:46	200円
追神橋	9:08	13:48	200円
タイヨー	9:10	13:50	
市民館	9:12	13:52	
文化会館	9:14	13:54	
垂水港	9:16	13:56	
中央病院	9:18	13:58	
JAきもつき	9:20	14:00	
ティエム温泉	9:22	14:02	
市役所	9:24	14:04	
東内科小児科	9:26	14:06	

停留所名	時刻			運賃
東内科小児科	11:22	12:50	16:30	
市役所	11:24	12:52	16:32	
ティエム温泉	11:26	12:54	16:34	
JAきもつき	11:28	12:55	16:35	
中央病院	11:30	12:55	16:35	
垂水港	11:32	12:56	16:36	
文化会館	11:34	13:00	16:40	
市民館	11:36	13:02	16:42	
タイヨー	11:38	13:04	16:44	
追神橋	11:40	13:00	16:40	200円
下水之上	11:42	13:02	16:42	200円
上水之上	11:44	13:04	16:44	200円
下新御堂	11:46	13:06	16:46	200円
上新御堂	11:47	13:07	16:47	200円
上ノ宮	11:48	13:08	16:48	200円
田畠	11:49	13:09	16:49	200円
井川	11:50	13:10	16:50	200円
新光寺	11:53	13:13	16:53	300円
内ノ野	11:58	13:18	16:58	400円

No.4 小谷ルート

停留所名	時 刻		運賃
浦川内	8:25	13:25	600円
小谷	8:30	13:30	500円
段	8:32	13:32	400円
上馬込	8:36	13:36	200円
下馬込	8:37	13:37	200円
今川原	8:39	13:39	200円
本高城	8:40	13:40	200円
牧	8:41	13:41	200円
上本城	8:42	13:42	200円
下本城	8:44	13:44	200円
垂水港	8:46	13:46	
文化会館	8:48	13:48	
タイヨー	8:50	13:50	
市民館	8:52	13:52	
中央病院	8:54	13:54	
JAきもつき	8:56	13:56	
ティエム温泉	8:58	13:58	
市役所	9:00	14:00	
東内科小児科	9:02	14:02	

停留所名	時 刻			運賃
東内科小児科	11:18	12:48	16:18	
市役所	11:20	12:50	16:20	
ティエム温泉	11:22	12:52	16:22	
JAきもつき	11:24	12:54	16:24	
中央病院	11:26	12:56	16:26	
市民館	11:28	12:58	16:28	
タイヨー	11:30	13:00	16:30	
文化会館	11:32	13:02	16:32	
垂水港	11:34	13:04	16:34	
下本城	11:36	13:06	16:36	200円
上本城	11:38	13:08	16:38	200円
牧	11:39	13:09	16:39	200円
本高城	11:40	13:10	16:40	200円
今川原	11:41	13:11	16:41	200円
下馬込	11:43	13:13	16:43	200円
上馬込	11:44	13:14	16:44	200円
段	11:48	13:18	16:48	400円
小谷	11:50	13:20	16:50	500円
浦川内	11:55	13:25	16:55	600円

No.5 北部ルート

停留所名	時 刻	運賃
境地区	8:30	9:30
牛根地区	8:45	9:45
松ヶ崎地区	9:00	10:00
協和地区	9:15	10:15
東内科小児科	9:30	10:30
市役所	9:32	10:32
ティエム温泉	9:34	10:34
JAきもつき	9:36	10:36
中央病院	9:38	10:38
市民館	9:40	10:40
タイヨー	9:42	10:42
文化会館	9:44	10:44
垂水港	9:46	10:46

停留所名	運賃	運賃
垂水港	13:30	15:00
文化会館	13:32	15:02
タイヨー	13:34	15:04
市民館	13:36	15:06
中央病院	13:38	15:08
JAきもつき	13:40	15:10
ティエム温泉	13:42	15:12
市役所	13:44	15:14
東内科小児科	13:46	15:16
協和地区	14:00	15:30
松ヶ崎地区	14:15	15:45
牛根地区	14:30	16:00
境地区	14:45	16:15
		400円
		900円
		1,000円
		1,100円

鹿屋方面上り（根占・志布志・高山・鹿屋→垂水）

※フェリー時刻は平日ダイヤを記載

令和7年4月1日改正

鹿屋方面下り（垂水→鹿屋・高山・志布志・根占）

※フェリー時刻は平日ダイヤを記載

令和7年4月1日改正

始発地	垂水	垂水	垂水	垂水	垂水	中央病院	垂水	中央病院	垂水	中央病院	垂水	垂水	垂水	垂水	垂水	垂水
行先	志布志	志布志	志布志	志布志	志布志	東笠之原	志布志	東笠之原								
種別						土日祝 運休										
垂水中央病院					8:13		9:53	10:43	11:00		13:13	14:03				
垂水(旧垂水港)	6:10	6:56	7:00	7:25	8:15	9:05	9:55	10:45	11:02	11:55	13:15	14:05	14:55	15:45	16:35	17:10
垂水市役所	6:10	6:56	7:00	7:25	8:15	9:05	9:55	10:45	11:02	11:55	13:15	14:05	14:55	15:45	16:35	17:10
垂水本町	6:11	6:57	7:01	7:26	8:16	9:06	9:56	10:46	11:03	11:56	13:16	14:06	14:56	15:46	16:36	17:11
垂水港着	6:15	7:01		7:30	8:20	9:10	10:00	10:50	11:07	12:00	13:20	14:10	15:00	15:50	16:40	17:15
フェリー垂水発	6:50			7:40	8:30	9:20	10:10	11:00	11:50	12:40	13:30	14:20	15:10	16:50	17:40	20:10
フェリー鷲池着	7:30			8:20	9:10	10:00	10:50	11:40	12:30	13:20	14:10	15:00	15:50	16:40	17:30	20:00
フェリー鷲池発	6:00			6:50	7:40	8:30	9:20	10:10	11:00	12:40	13:30	14:20	15:10	16:00	17:40	19:20
フェリー垂水着	6:40			7:30	8:20	9:10	10:00	10:50	11:40	13:20	14:10	15:00	15:50	16:40	18:20	19:10
垂水港発	6:16	7:02		7:36	8:26	9:16	10:06	10:56	11:07	12:06	13:26	14:16	15:06	15:56	16:46	17:16
港平	6:18	7:04	7:04	7:38	8:28	9:18	10:08	10:58	11:09	12:08	13:28	14:18	15:08	15:58	16:48	17:18
浜平温泉前	6:20	7:06	7:06	7:40	8:30	9:20	10:10	11:00	11:11	12:10	13:30	14:20	15:10	16:00	16:50	17:20
軽砂	6:24	7:10	7:10	7:44	8:34	9:24	10:14	11:04	11:15	12:14	13:34	14:24	15:14	16:04	16:54	17:24
宮脇	6:26	7:12	7:12	7:46	8:36	9:26	10:16	11:06	11:17	12:16	13:36	14:26	15:16	16:06	16:56	17:26
宇住庵 (新城支所前)	6:30	7:16	7:16	7:50	8:40	9:30	10:20	11:10	11:21	12:20	13:40	14:30	15:20	16:10	17:00	18:40
新城大浜	6:31	7:17	7:17	7:51	8:41	9:31	10:21	11:11	11:22	12:21	13:41	14:31	15:21	16:11	17:01	17:31
新城麓	6:32	7:18	7:18	7:52	8:42	9:32	10:22	11:12	11:23	12:22	13:42	14:32	15:22	16:12	17:02	17:32
高須			7:36						11:41							
体育大前	6:43	7:29		8:03	8:53	9:43	10:33	11:23		12:33	13:53	14:43	15:33	16:23	17:13	18:53
女子高前	6:53	7:39	7:49	8:13	9:03	9:53	10:43	11:33		12:43	14:03	14:53	15:43	16:33	17:23	17:53
鹿屋	7:00	7:46	7:56	8:20	9:10	10:00	10:50	11:40	12:50	14:10	15:00	15:50	16:40	17:30	18:00	19:10
鹿屋市役所前	7:09	7:54	8:05	8:29						12:59			15:59	16:49	18:09	19:19
東笠之原	7:23	8:08		8:43	9:27	10:12	11:07	11:57		13:13	14:27	15:17	16:13	17:03	17:42	18:23
高山			8:32													
志布志	8:09	8:54		9:29	10:15		11:55	12:45		13:59	15:15	16:05	16:59	17:49	19:09	20:19
志布志港入口	8:13	8:58		9:33	10:19		11:59	12:49		14:03	15:19	16:09	17:03	17:53	19:13	20:23
根占																

霧島方面上り（垂水→桜島・霧島・鹿児島空港）

※主な停留所のみ掲載しています。

令和7年4月1日改正

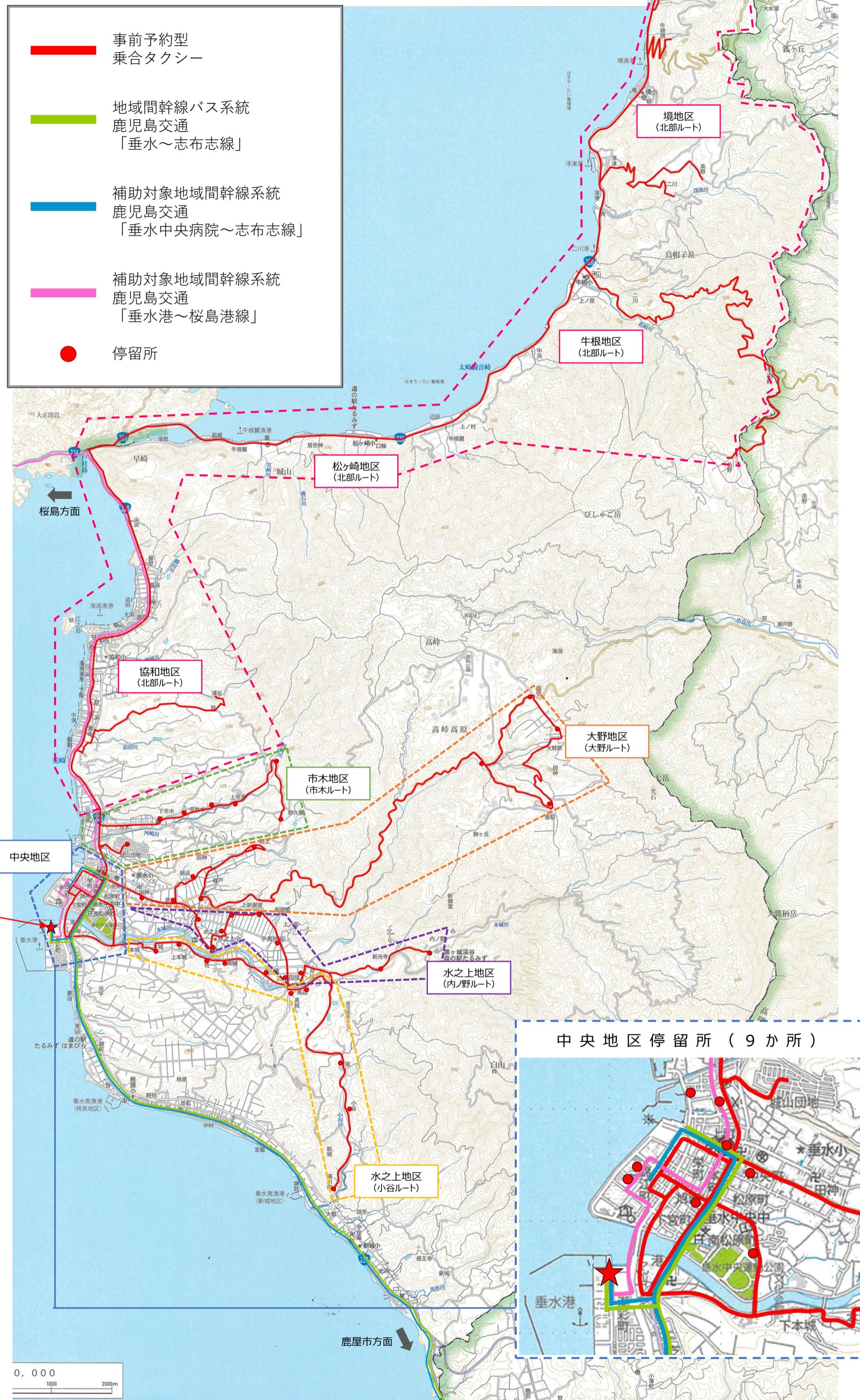
霧島方面下り（桜島・霧島・鹿児島空港→垂水）

※主な停留所のみ掲載しています。

令和7年4月1日改正

始発	桜島港	国分駅	桜島港	鹿児島空港	国分駅	桜島港	国分駅	桜島港	鹿児島空港	鹿児島空港	鹿児島空港
行先	垂水港										
種別	土日祝運休				土日祝運休		土日祝運休				垂水港
鹿児島空港				11:20					16:40	18:00	19:00
国分駅	7:16			11:40	12:35	15:00			17:00	18:20	19:20
国分山形屋					12:37	15:02					
検校橋	7:28			11:52	12:47	15:12			17:12	18:32	19:32
宮浦宮	7:39			12:03	12:58	15:23			17:23	18:43	19:43
下境	7:50			12:14	13:09	15:34			17:34	18:54	19:54
牛根二川 (牛根支所前)	7:55			12:19	13:14	15:39			17:39	18:59	19:59
宮崎小路	8:04			12:28	13:23	15:48			17:48	19:08	20:08
桜島港	7:20		8:50	11:20		13:50		16:40			
桜島口	7:44	8:08	9:14	11:44	12:32	13:27	14:14	15:52	17:04	17:52	19:12
海潟	7:52	8:16	9:22	11:52	12:40	13:35	14:22	16:00	17:12	18:00	19:20
中俣	7:54	8:18	9:24	11:54	12:42	13:37	14:24	16:02	17:14	18:02	19:22
垂水中央	7:59	8:23	9:29	11:59	12:47	13:42	14:29	16:07	17:19	18:07	19:27
垂水本町	8:00	8:24	9:30	12:00	12:48	13:43	14:30	16:08	17:20	18:08	19:28
垂水中央病院	8:02	8:26	9:32	12:02	12:50	13:45	14:32	16:10	17:22	18:10	19:30
垂水港	8:05	8:29	9:35	12:05	12:53	13:48	14:35	16:13	17:25	18:13	19:33
フリーザー発	8:30	9:20	10:10	12:40	13:30	15:10	16:50	17:40	18:30	20:10	21:00
フリーザー鷦鷯池着	9:10	10:00	10:50	13:20	14:10	15:00	15:50	17:30	18:20	19:10	20:50

事前予約型乗合タクシー運行ルート図（鹿児島県垂水市）



補助系統に係る事業の概要や役割等を示した一覧表

実施主体	運行系統名	起点	経由地	終点	運行の態様	補助事業の活用	役割
垂水市（運行は交通事業者に委託）	市木地区～中央地区	市木地区		区域	斐ーダー補助	市内各地を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。	
垂水市（運行は交通事業者に委託）	大野地区～中央地区		大野地区	区域	斐ーダー補助	市内各地を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。	
垂水市（運行は交通事業者に委託）	水之上地区（内ノ野ルート）～中央地区			区域	斐ーダー補助	市内各地を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。	
垂水市（運行は交通事業者に委託）	水之上・新城地区（小谷ルート）～中央地区		水之上地区 水之上・新城地区 区	区域	斐ーダー補助	市内各地を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。	
垂水市（運行は交通事業者に委託）	北部地区～中央地区		境・牛根・松ヶ崎・協和地区	区域	斐ーダー補助	市内各地を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。	

(備考)

- ・上記系統については、地域公共交通確保維持改善事業を活用し、継続的な運行を維持する必要があるものをまとめたもの。